

# 工業用水道 新規ご利用ガイド



**横浜市水道局**

# 目次

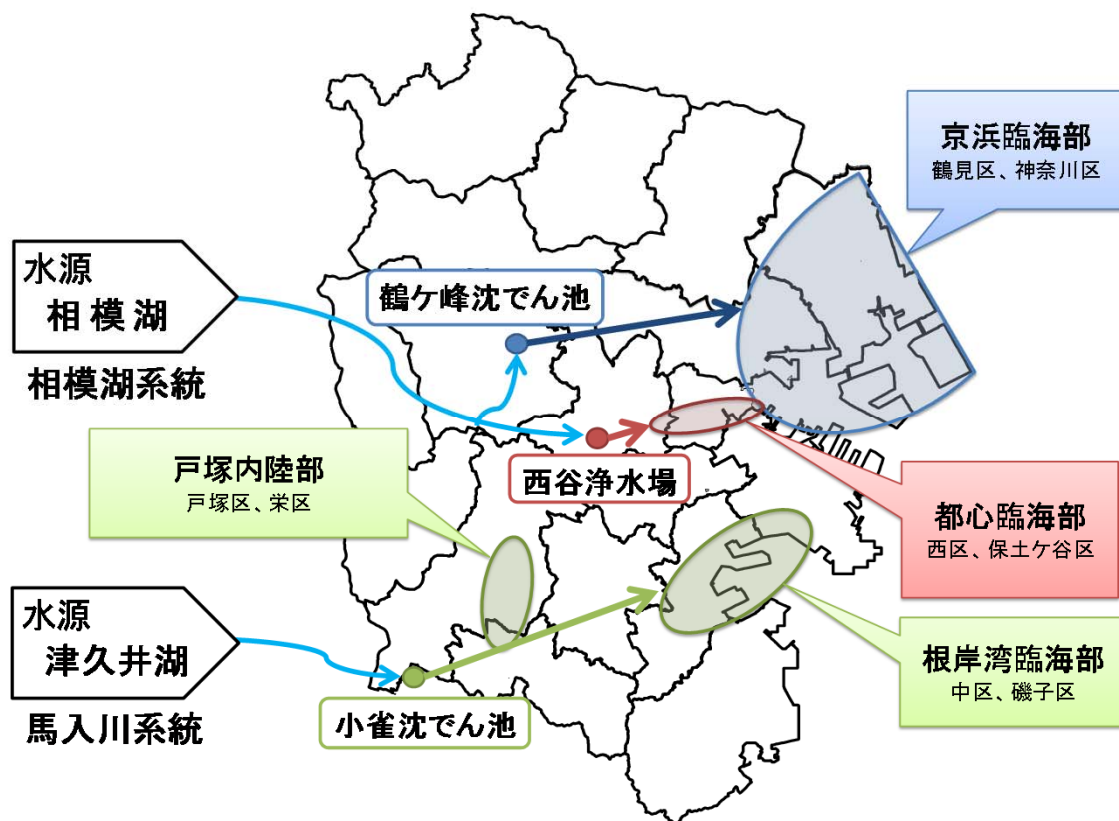
工業用水道事業の概要 . . . . .	1
工業用水の特徴 . . . . .	2
工業用水の用途 . . . . .	2
工業用水の水質 . . . . .	3
給水区域 . . . . .	4 5
料金のしくみ . . . . .	6 7
給水までの手続き . . . . .	8
新規給水に必要な費用・施設 . . . . .	9

# 工業用水道事業の概要

横浜市工業用水道は、京浜工業地帯における地下水の汲み上げによる地盤沈下の防止などを目的として、昭和31年の工業用水法および昭和33年の工業用水道事業法の制定を背景に昭和35年に1日当たり117,000<sup>m</sup>の給水能力により給水を開始しました。

その後、横浜市の工業立地政策に伴う工業誘致を目的として2回の拡張工事を行い、根岸湾臨海部や戸塚内陸部の工業地帯などに給水を拡大し、昭和46年には1日当たり362,000<sup>m</sup>の給水能力をもって、これまで半世紀以上にわたり、横浜の産業発展と環境の保全に寄与しています。

系統別	給水能力 ( <sup>m</sup> /日)	給水開始	給水区域
相模湖系統	117,000	昭和35年10月10日	鶴見区・神奈川区・旭区・西区・保土ヶ谷区の一部
馬入川系統 (第1期)	150,000	昭和40年9月1日	中区・磯子区・戸塚区・栄区・鶴見区・神奈川区の一部
馬入川系統 (第2期)	95,000	昭和46年4月1日 昭和44年10月1日(一部給水)	
計	362,000		



産業活動などに欠かせない工業用水を京浜臨海部・都心臨海部・根岸湾臨海部・戸塚内陸部などの企業や工場などに供給しています。

# 工業用水の特徴

## 安価な料金

工業用水は、家庭で使われる水道水に比べ、ろ過や塩素消毒を行わない簡易な浄水処理のため、**料金が安価**です。

## 安定した給水量

給水能力は、1日当たり362,000m<sup>3</sup>を有しており、24時間365日監視体制のもと、**豊富な水を安定して給水**することができます。

## 自然に近い水質

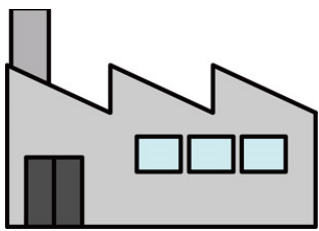
工業用水は、良質な水源の原水を沈んでん処理した水であるため、お客さまの**使用形態に適した水に処理して使用**することができます。



**低廉・豊富な供給で産業活動を支えています。**

# 工業用水の用途

## 工業用として



工業用水は、**工業（製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業）への供給を目的**に、冷却用水・温調用水、製品処理用水・洗浄用水、ボイラー用水、原料用水などの用途で使用することができます。

## 雑用水として



工業用水は、商業用施設などの冷暖房・トイレ用水、動物舎の清掃、植物工場などの農業用施設など、**雑用水としても使用**することができます。

**※ 工業用水は人の飲用には、ご利用いただけません。**



# 工業用水の水質

上水道と同じ良質な水源の原水を沈でんした処理水を工業用水として供給しています。

基準項目	原水 ※1	処理水 ※2	水質基準 (条例)
水温	15.6℃	15.3℃	28℃以下
濁度	11度	2.6度	16度以下
水素イオン濃度 (pH)	7.96	7.48	6.0-8.6
硬度	54mg/ℓ	55mg/ℓ	100mg/ℓ以下
アルカリ度	49mg/ℓ	42mg/ℓ	5mg/ℓ以上
蒸発残留物	114mg/ℓ	109mg/ℓ	250mg/ℓ以下
塩素イオン	-	6.0mg/ℓ	50mg/ℓ以下
鉄イオン	-	0mg/ℓ	2mg/ℓ以下

- ※1 鶴ヶ峰沈でん池における原水 (処理前) の年間平均値 (平成30年度)  
 ※2 鶴ヶ峰沈でん池における処理水 (処理後) の年間平均値 (平成30年度)

## (参考) 濁度比較

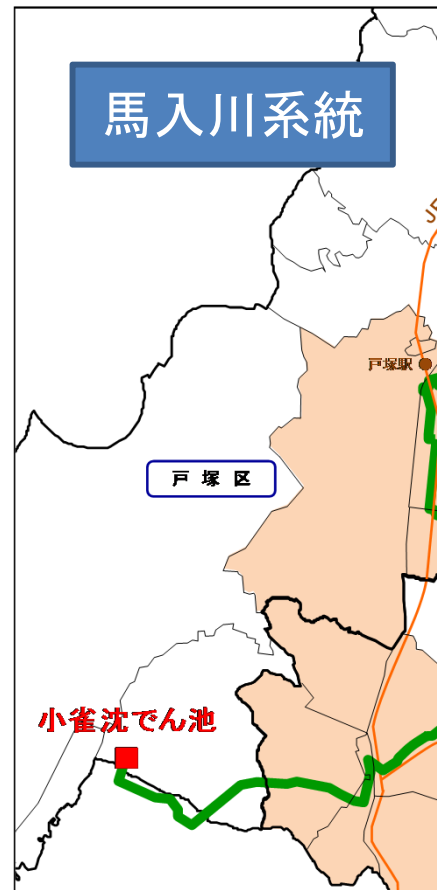
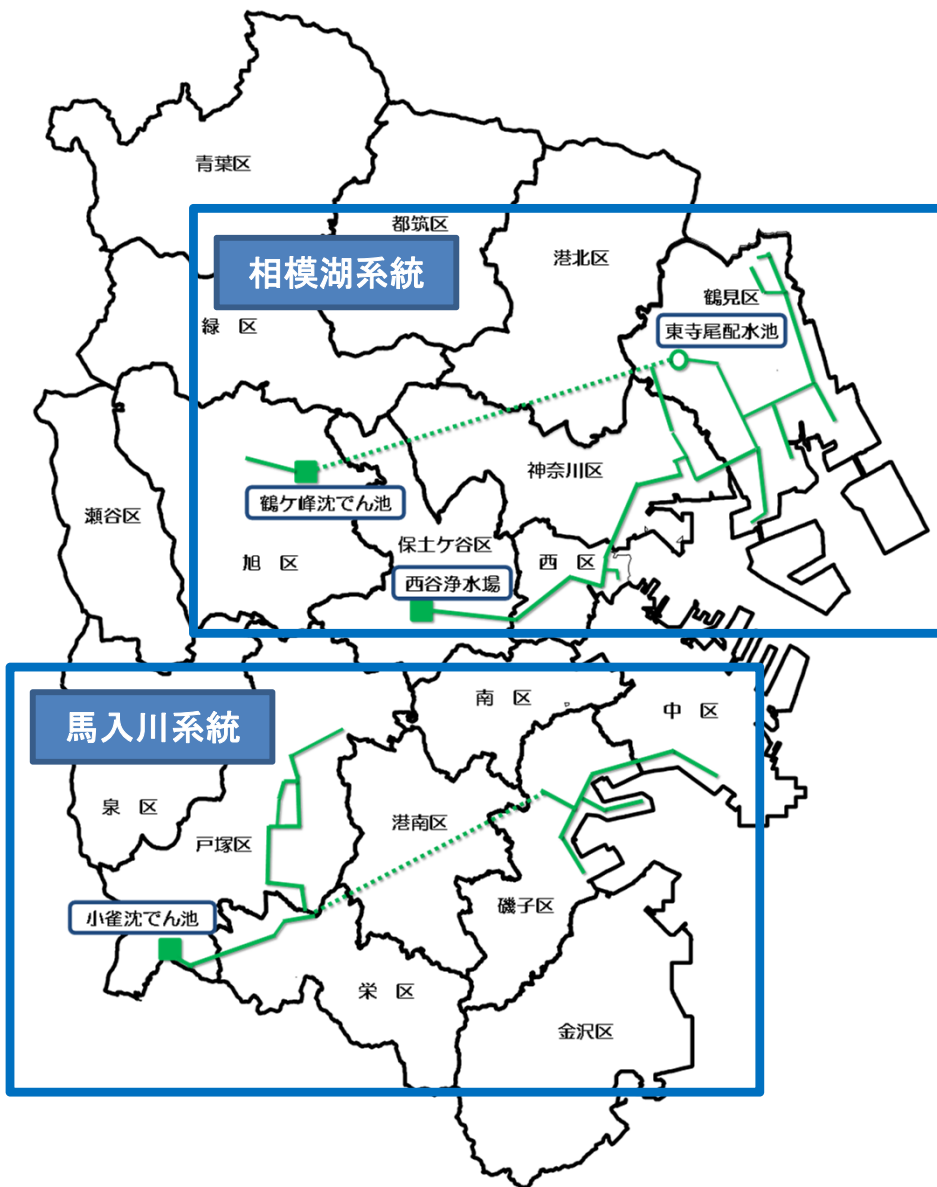


原水濁度11  
 (沈でん処理前)  
 (平成30年度平均値)

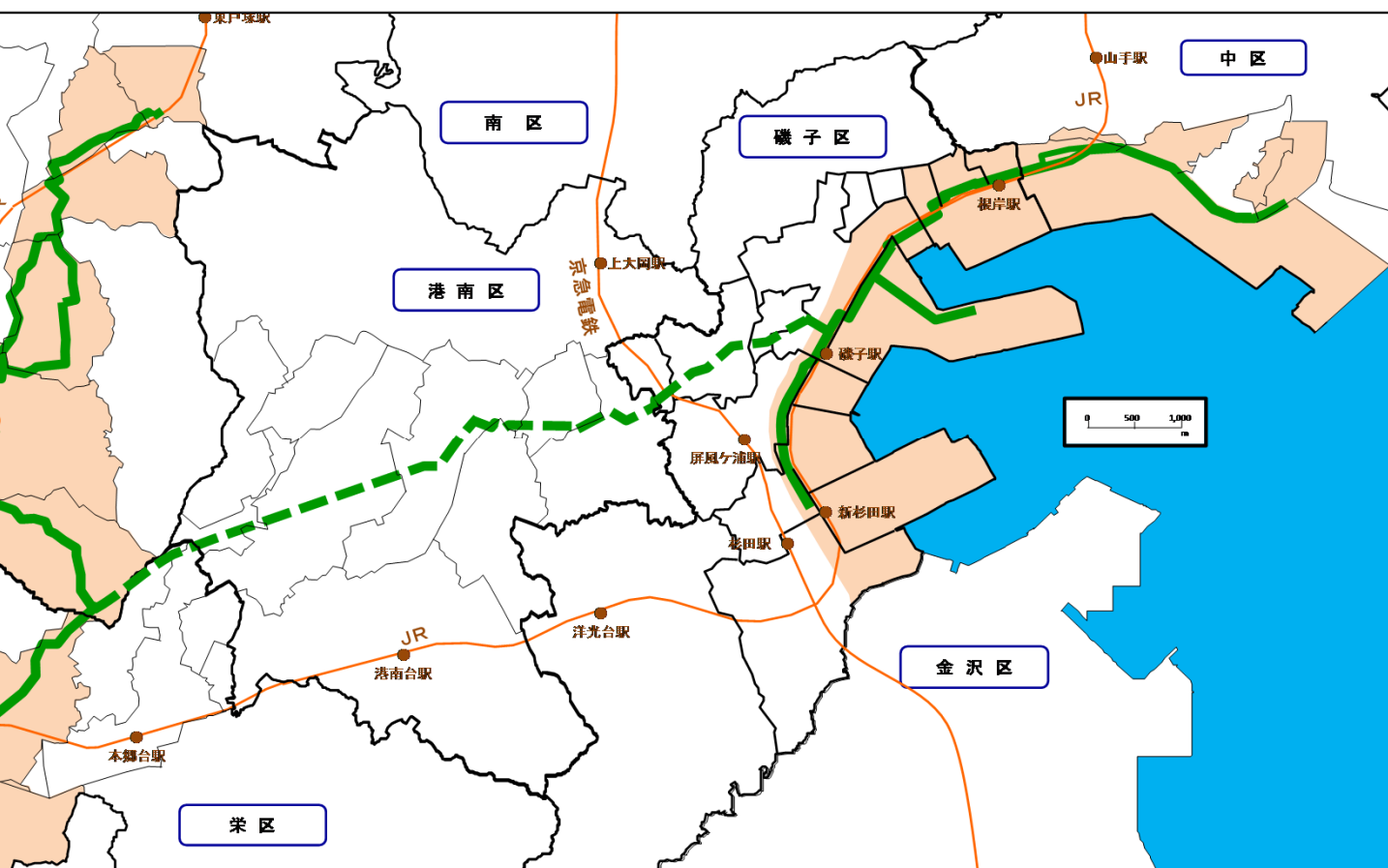
沈でん処理

工業用水  
 処理水濁度2.6  
 (沈でん処理後)  
 (平成30年度平均値)

# 給水区域



- 主な給水エリア
- 分岐可能な配水管
- 分岐不可のずい道および送水管



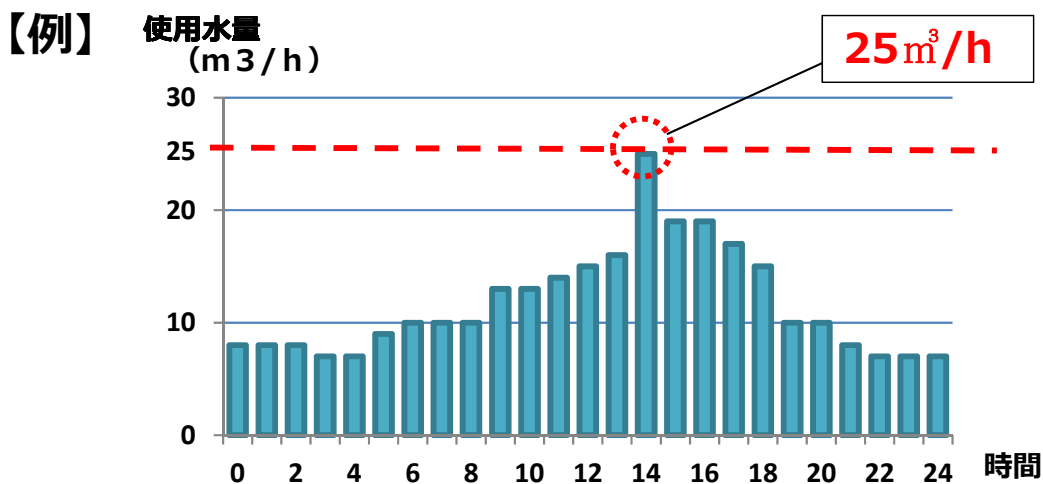
# 料金のしくみ

工業用水道料金は、**基本水量に基づく定額制の基本料金**と、基本水量の範囲内で、**実際に使用した水量に応じて算定する基本使用料金**の2つの料金を合算して算出します。

また、基本水量を超えて使用した部分の水量に適用する**超過料金**があります。

## 基本水量

供給契約に基づき1日当たりの基本水量を決定します。基本水量は、1日の中で最も多く使用する1時間当たりの予定水量を24倍して決定します。なお、基本水量は、原則減量することはできません。



**基本水量 = 1日のうち最も多く使用する1時間当たりの水量 × 24時間**  
**1時間当たりの基本水量 25m<sup>3</sup> × 24時間 = 600m<sup>3</sup> (100m<sup>3</sup>単位)**

※ **基本水量は1日当たり200m<sup>3</sup>以上必要です。**

## 料金単価

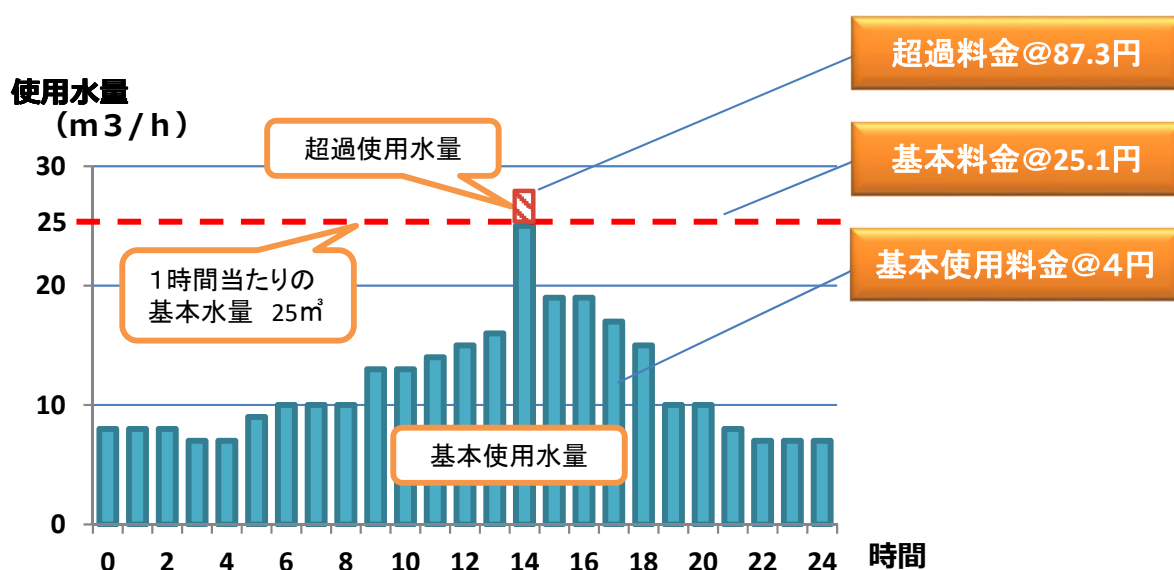
		(税抜き)
基本料金	基本水量にかかる定額料金	1 m <sup>3</sup> につき <b>25.1円</b>
基本使用料金	1時間当たりの基本水量の範囲内で使用した水量 (基本使用水量) にかかる料金	1 m <sup>3</sup> につき <b>4.0円</b>
超過料金	1時間当たりの基本水量を超えて使用した水量 (超過使用水量) にかかる料金	1 m <sup>3</sup> につき <b>87.3円</b>



## 料金の計算式

$$\text{工業用水道料金} = (\text{基本料金} + \text{基本使用料金} + \text{超過料金}) + \text{消費税等相当額}$$

- ・基本料金 = 基本水量 × 暦日数 × 基本料金単価 (25.1円)
- ・基本使用料金 = 基本使用水量 × 基本使用料金単価 (4.0円)
- ・超過料金 = 超過使用水量 × 超過料金単価 (87.3円)



## 料金の算定例

基本水量600m<sup>3</sup>/日、ひと月の基本使用水量が10,000m<sup>3</sup>、ひと月の超過使用水量が120m<sup>3</sup>の場合 (※ひと月30日で計算)

・基本料金	600m <sup>3</sup> × 30日 × 25.1円 =	451,800円
・基本使用料金	10,000m <sup>3</sup> × 4円 =	40,000円
・超過料金	120m <sup>3</sup> × 87.3円 =	10,476円
・消費税等相当額		50,227円

合計 552,503円

# 給水までの手続き

## ご相談

- 新規給水にかかる費用などをご確認いただきます（メーターおよび受水槽の設置※1、配水施設工事※2、給水施設工事※3）。

## 給水申込 基本水量決定

- 給水申込書をご提出いただきます。審査のうえ1日当たりの基本水量を決定します。
- 決定した基本水量は特別な理由がない限り減量することができません。

## 配水施設工事 概算額納入

- 配水施設工事（局工事）が必要な場合において、**工事費概算額を納入**していただきます。
- 納入確認後に配水施設工事に着手します。

## 給水施設工事

- 給水施設工事（自費工事）の承認申請書をご提出いただきます。
- 承認後に給水施設工事に着手することができます。

## 配水施設工事 完了・精算

- 配水施設工事（局工事）完了後、**工事費を精算（還付または追徴）**します。

## 給水施設工事 完了・検査 給水開始

- 給水施設工事（自費工事）の完了検査を実施します。
- 完了検査合格後に給水を開始します。

※ 上記手続きは標準的な例であり、異なる場合があります。

# 新規給水に必要な費用・施設

## ※ 1 メーターおよび受水槽の設置

料金を算定するためのメーターの設置および計量法に基づく8年ごとのメーター据替は、お客さまのご負担で行っていただきます。計量は自動検針のため流量計測盤を水道局が設置しますが、計測盤の土台および電源は、お客さまのご負担で設置していただきます。

常時均等に給水を受け、断水時にも備えるため、受水槽を設置してください。災害発生時や工業用水道施設の損傷事故等の不可抗力による場合や施設の更新工事などによりやむを得ない事由がある場合は断水を行うことがあります。

なお、24時間を超える期間にわたって断水した場合は、基準に基づき基本料金を減免します。

## ※ 2 配水施設工事（局工事）

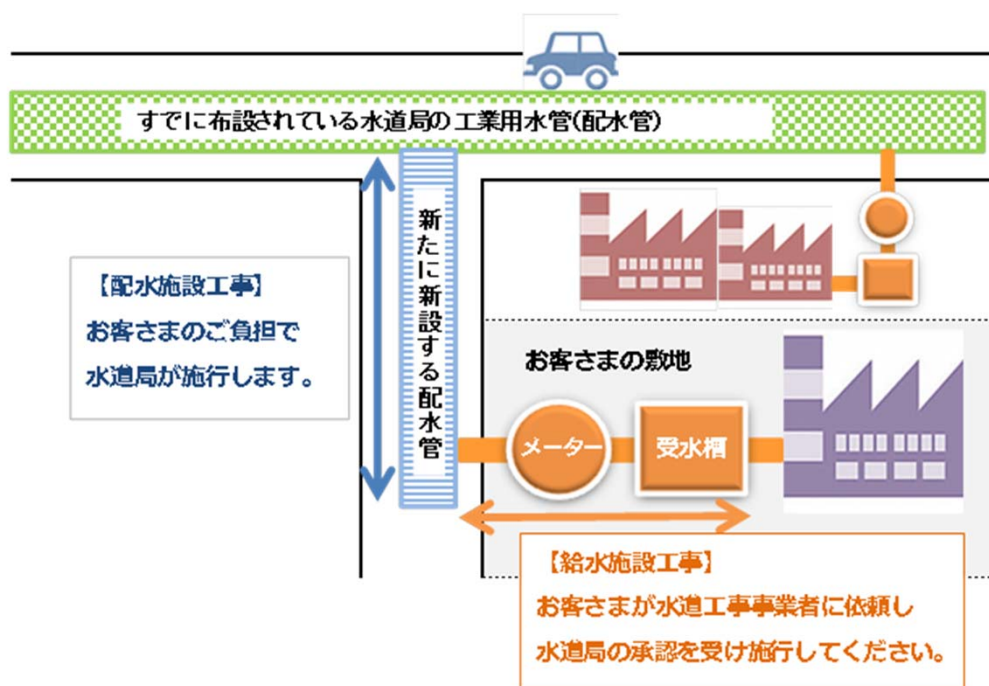
新たに工業用水道による給水を受けるため、配水管（公設管）の布設工事が必要な場合の工事費用は、お客さまにご負担していただきます。

工事概算額を前納していただき、工事完了後に精算します。

## ※ 3 給水施設工事（自費工事）

配水管（公設管）の分岐部分から敷地内受水槽までの給水管の布設工事は、お客さまが水道工事事業者に依頼し水道局に申請、設計審査、承認を受けてから施行し、工事完了後は完了検査を受ける必要があります。設計審査手数料および完了検査手数料を徴収します。

【例】給水管が口径75mm以上の場合 35,300円



## お問合せ先

横浜市水道局 施設部 工業用水課

〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目28番2号

電話 045-954-3331 FAX 045-953-4274

E-mail [su-kogyoyosui@city.yokohama.jp](mailto:su-kogyoyosui@city.yokohama.jp)